

## 第70回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時 令和3年10月20日（水）18：45～

場所 危機管理防災センター本部会議室

1 開 会

2 知事発言

3 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生動向・医療提供体制について

（2）令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願いについて

4 訓 示

5 閉 会

## 第70回新型コロナウイルス対策本部会議名簿

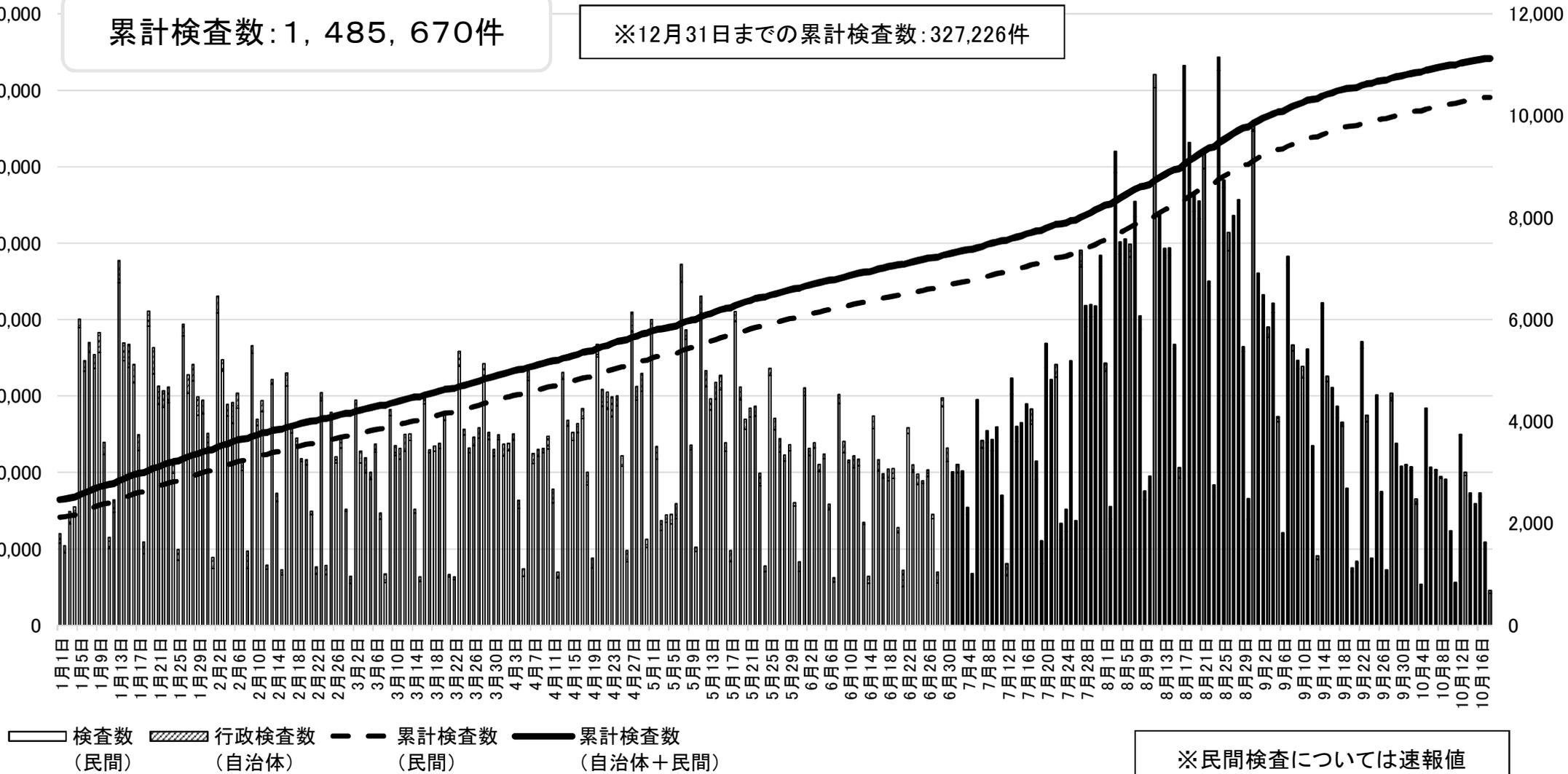
職名	氏名	備考
知事	大野 元裕	
副知事	砂川 裕紀	
知事室長	小島 康雄	
統括参事	奥山 秀	
報道長	島田 繁	
企画財政部長	堀光 敦史	
総務部長	小野寺 亘	
県民生活部副部長	市川 善一	代理
危機管理防災部長	安藤 宏	
環境未来局長	末柄 勝朗	代理
福祉部長	山崎 達也	
保健医療部長	関本 建二	
産業労働部長	板東 博之	

職名	氏名	備考
農林部長	強瀬 道男	
県土整備部長	北田 健夫	
都市整備部副部長	堀井 徹	代理
会計管理者	穴戸 佳子	
企業局長	磯田 和彦	代理
下水道事業管理者	今成 貞昭	
議会事務局長	加藤 繁	
監査事務局副事務局長兼 監査第一課長	関口 修宏	代理
人事委員会事務局長	阿部 隆	
労働委員会事務局長	新里 英男	
教育長	高田 直芳	
警察本部長	原 和也	

# PCR検査等の現状

累計検査数: 1,485,670件

※12月31日までの累計検査数: 327,226件

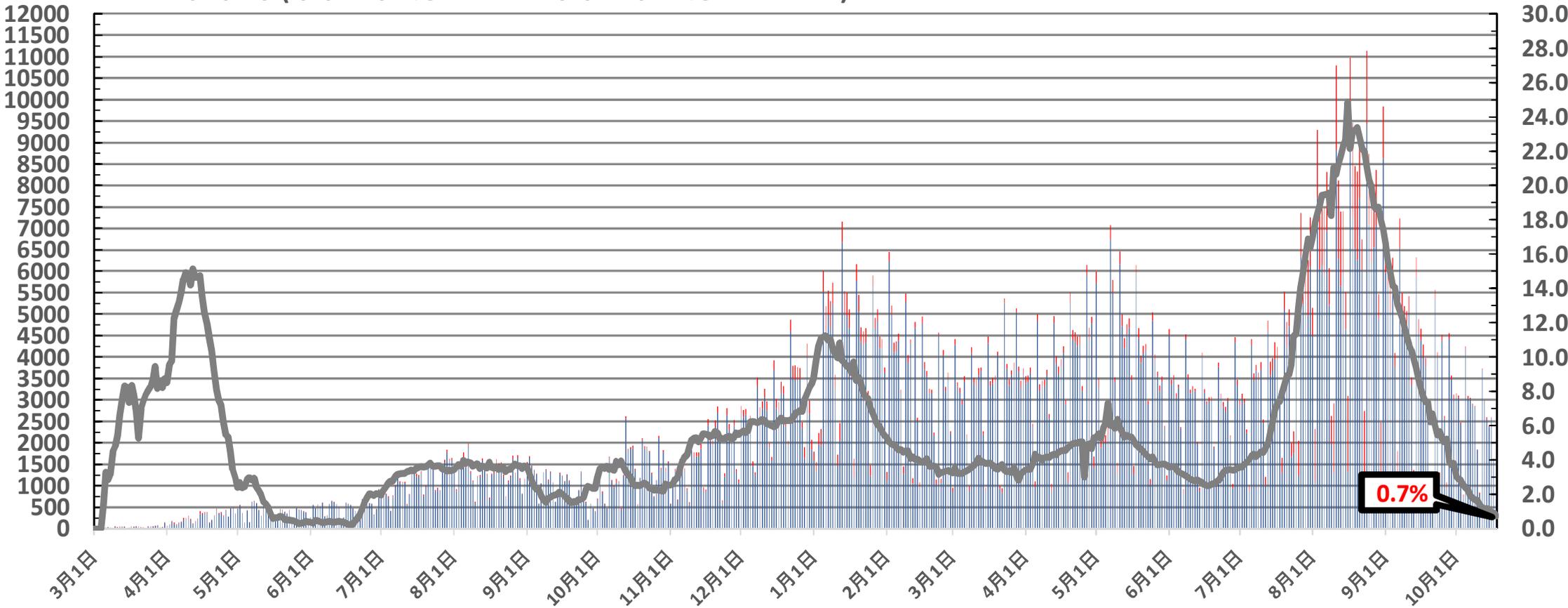


※民間検査については速報値

# 陽性率の推移

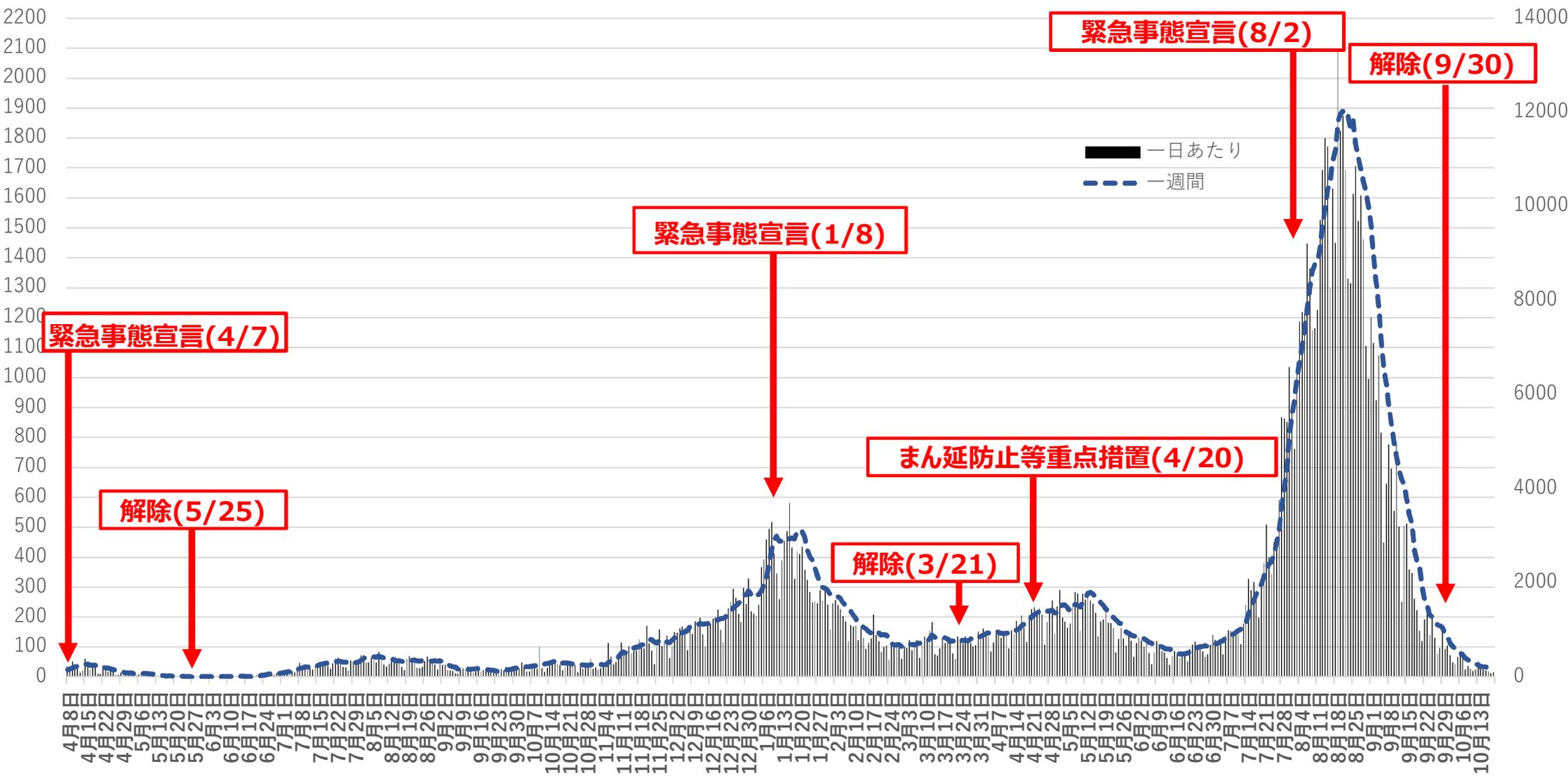
陽性率(令和2年3月1日から令和3年10月18日まで)

■ 陰性 ■ 陽性 — 移動平均

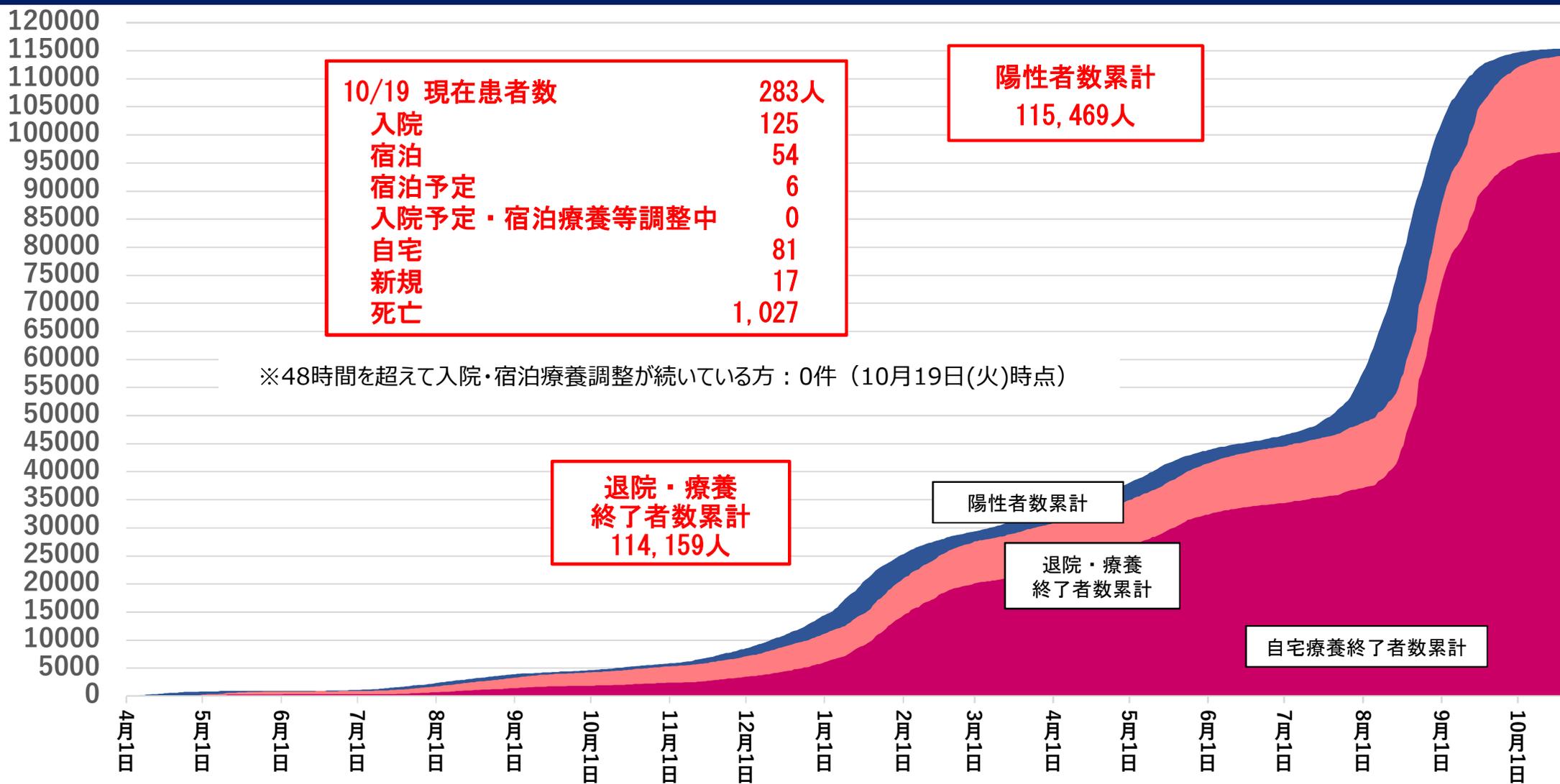


※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。  
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。  
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。  
※陰性確認のための検査は含まれていない。

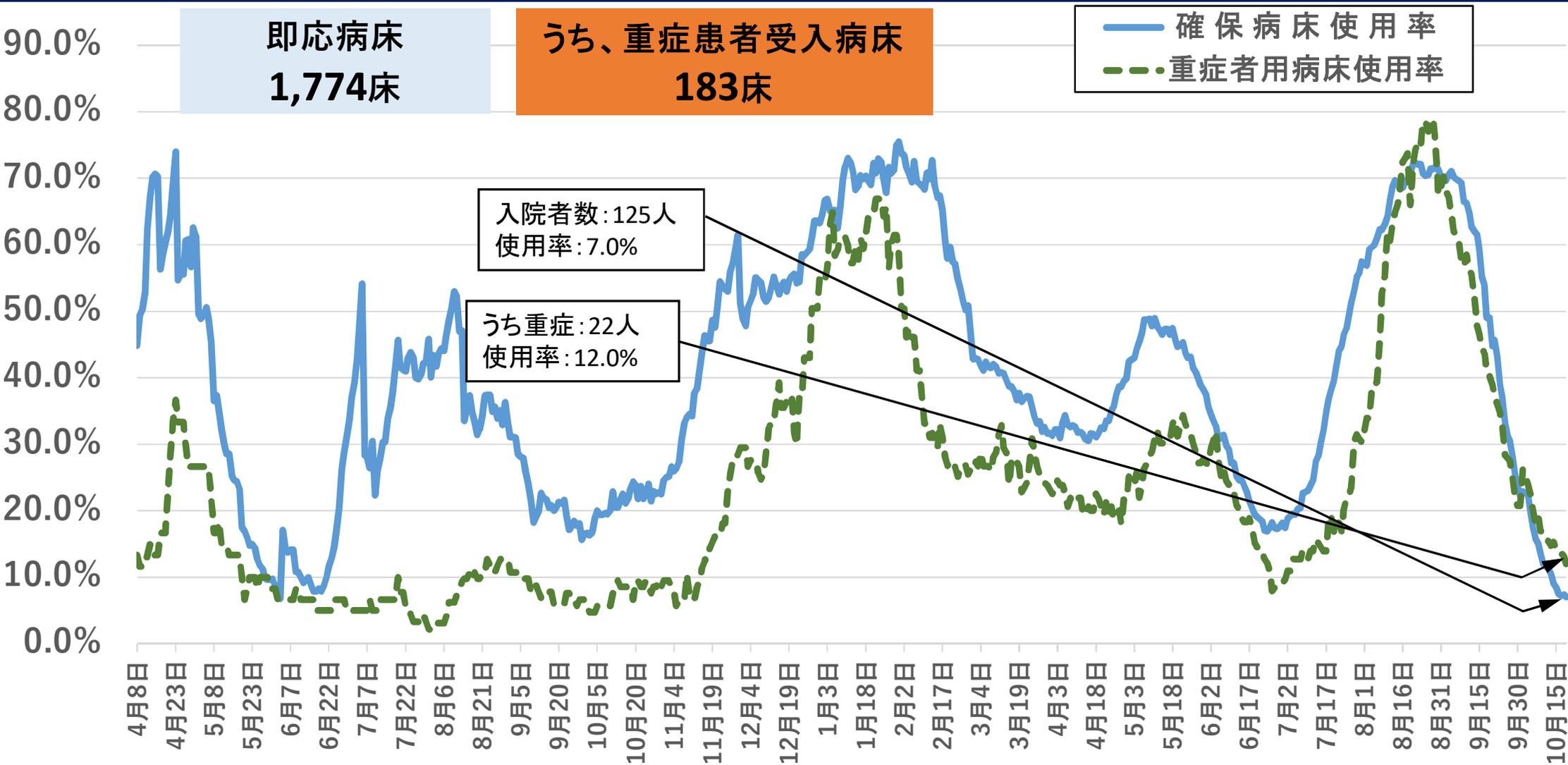
# 陽性者数の推移(日別)



# 陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)



# 病床使用率の推移



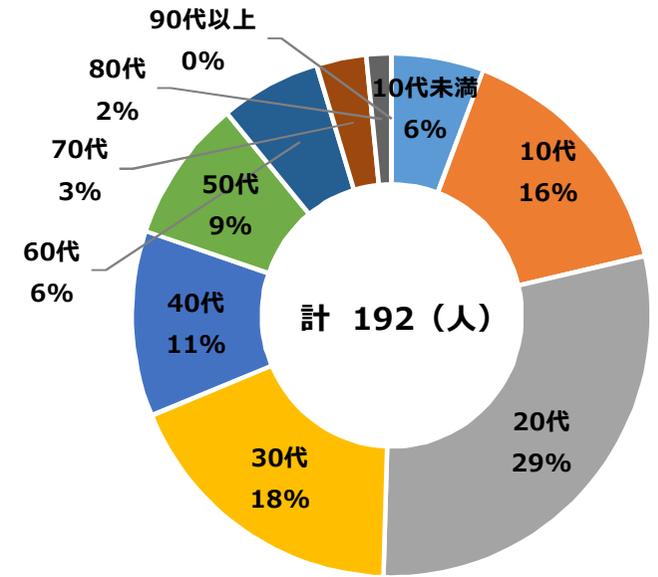
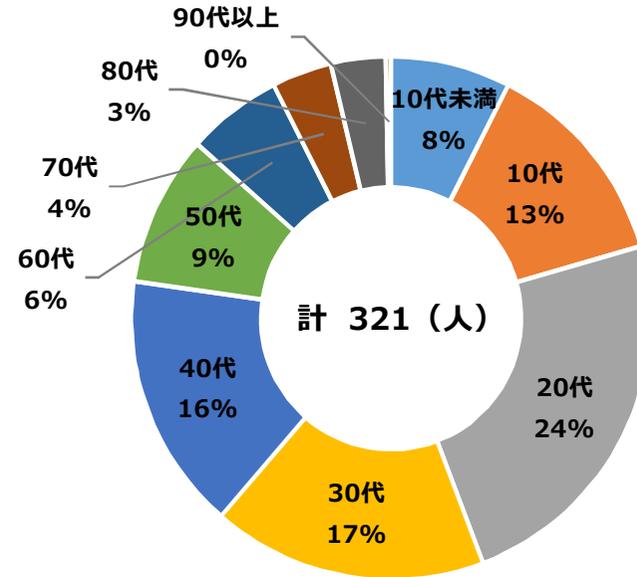
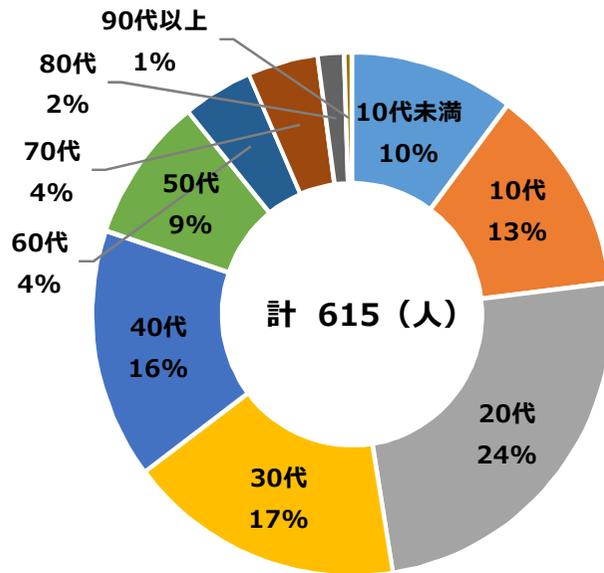
# 3週間の発生動向について(年齢別)

①9月28日～10月4日

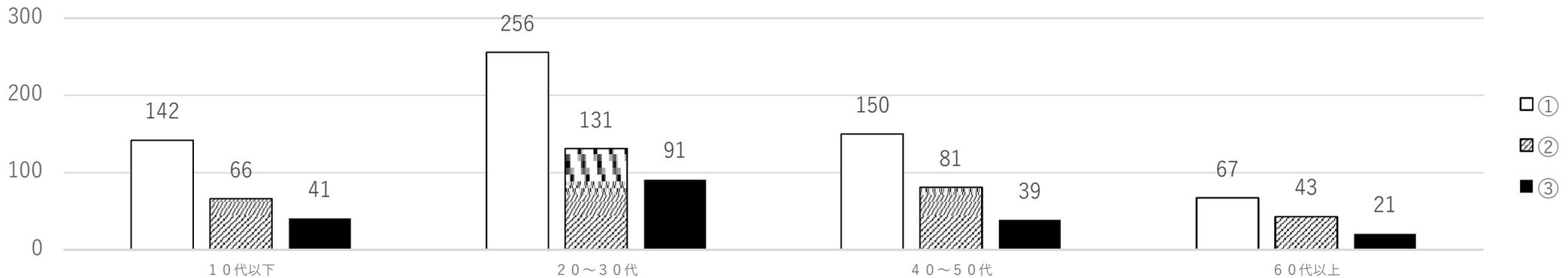
②10月5日～10月11日

③10月12日～10月18日

割合

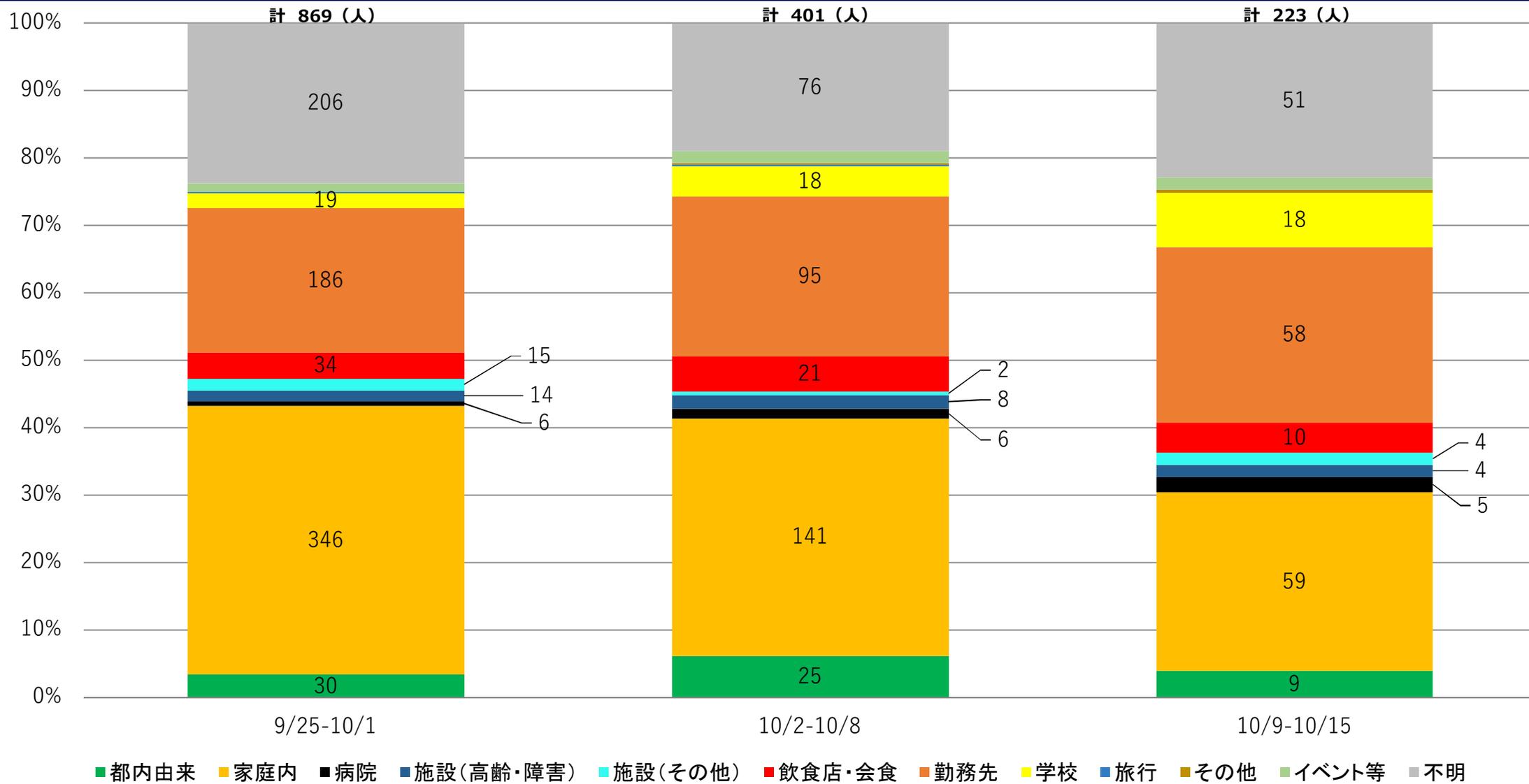


実数



□ ①  
▨ ②  
■ ③

# 感染経路推移【1週間ごと・構成比】(発表日ベース)



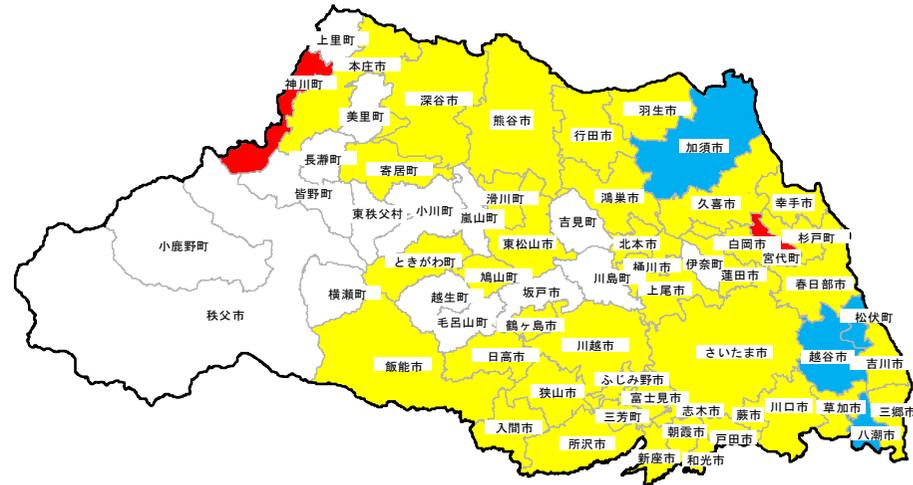
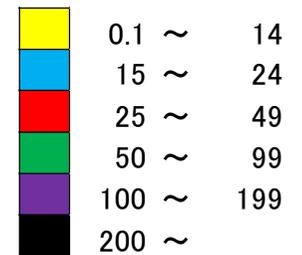
# 人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

9月28日～10月4日

10月12日～10月18日

10月5日～10月11日

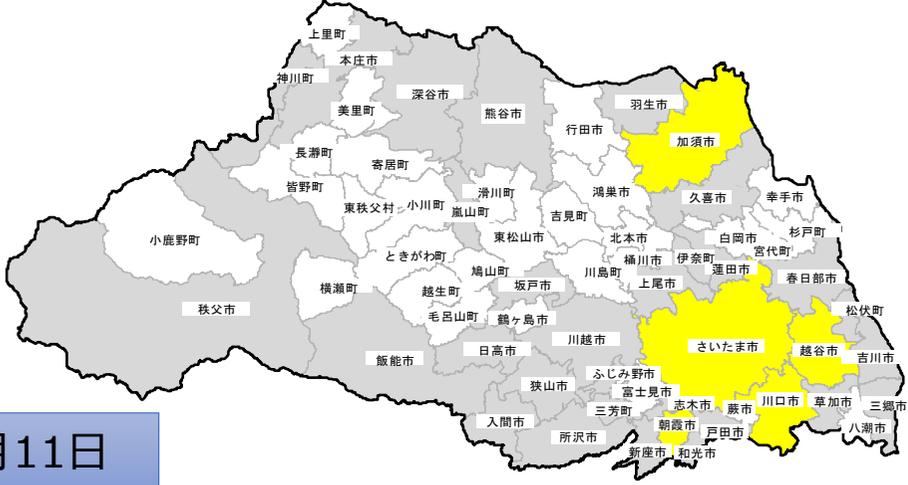
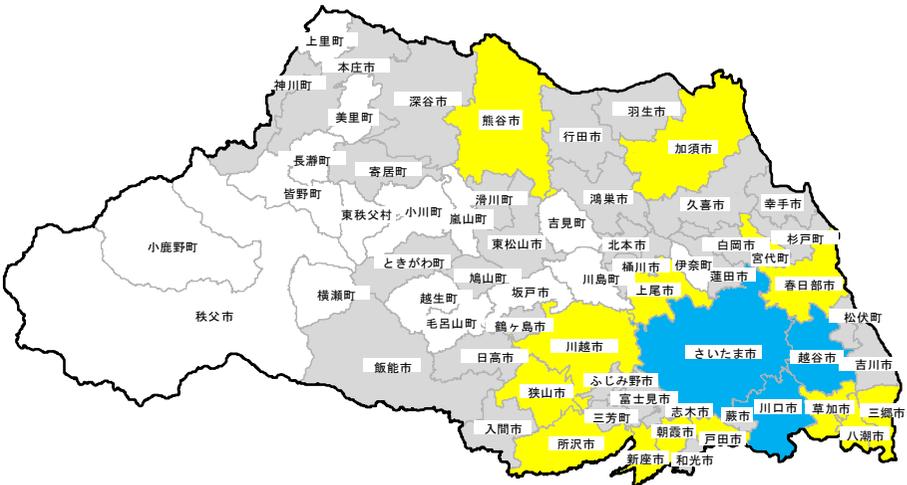
(人口10万人あたりの人数)



# 市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

9月28日～10月4日

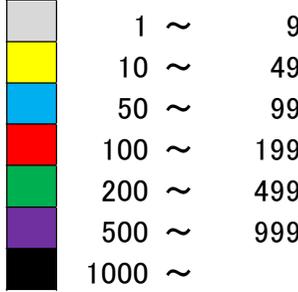
10月12日～10月18日



10月5日～10月11日



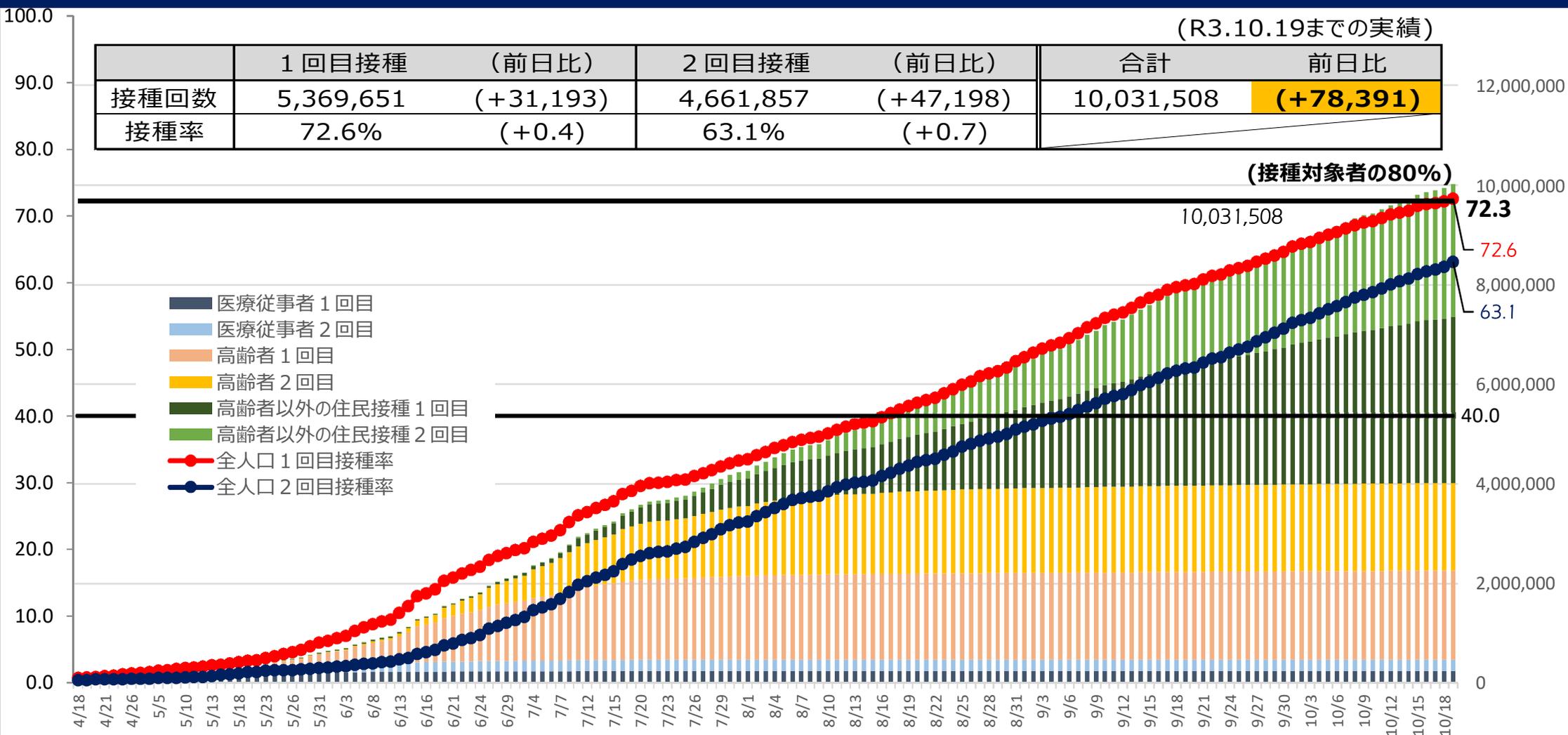
(新規陽性者数)



# 埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

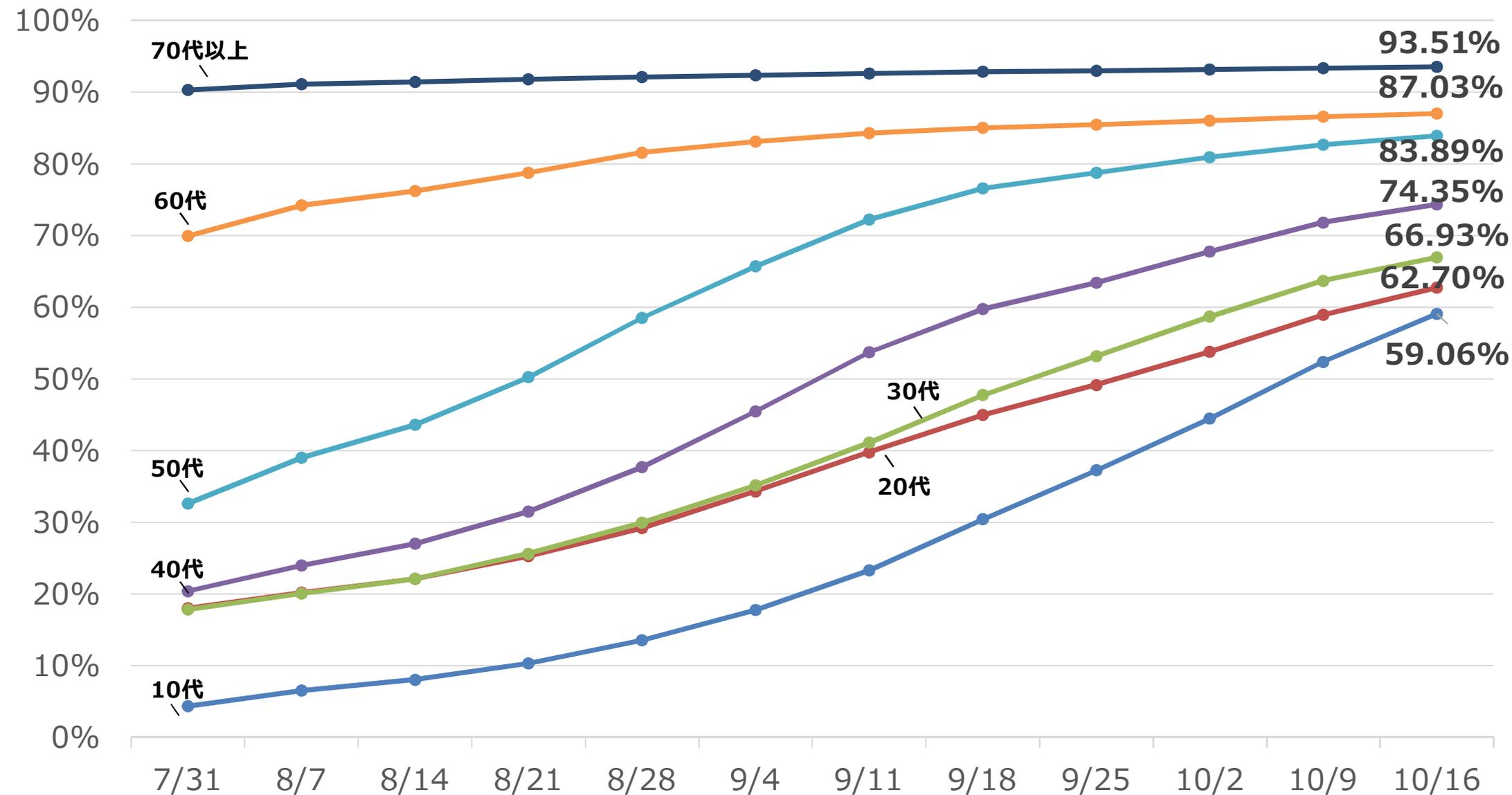
	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	10月5日	10月12日	10月19日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	19.6% (348/1,774)	11.4% (202/1,774)	7.0% (125/1,774)
入院率 ※参考値	40%以下 (25%以下)	30.4% (348/1,146)	37.8% (202/534)	44.2% (125/283)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	22.4% (41/183)	15.3% (28/183)	12.0% (22/183)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	15.6人 (1,146人)	7.3人 (534人)	3.9人 (283人)
PCR検査陽性率 (※ 1週間の平均)	5% (10%)	2.4%	1.3%	0.7% ※10月18日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	8.0人 (584人)	3.8人 (279人)	2.5人 (184人)
感染経路不明割合	50%	43.7%	53.4%	55.7%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	0.641	0.590	0.743

# 新型コロナウイルスワクチンの接種実績

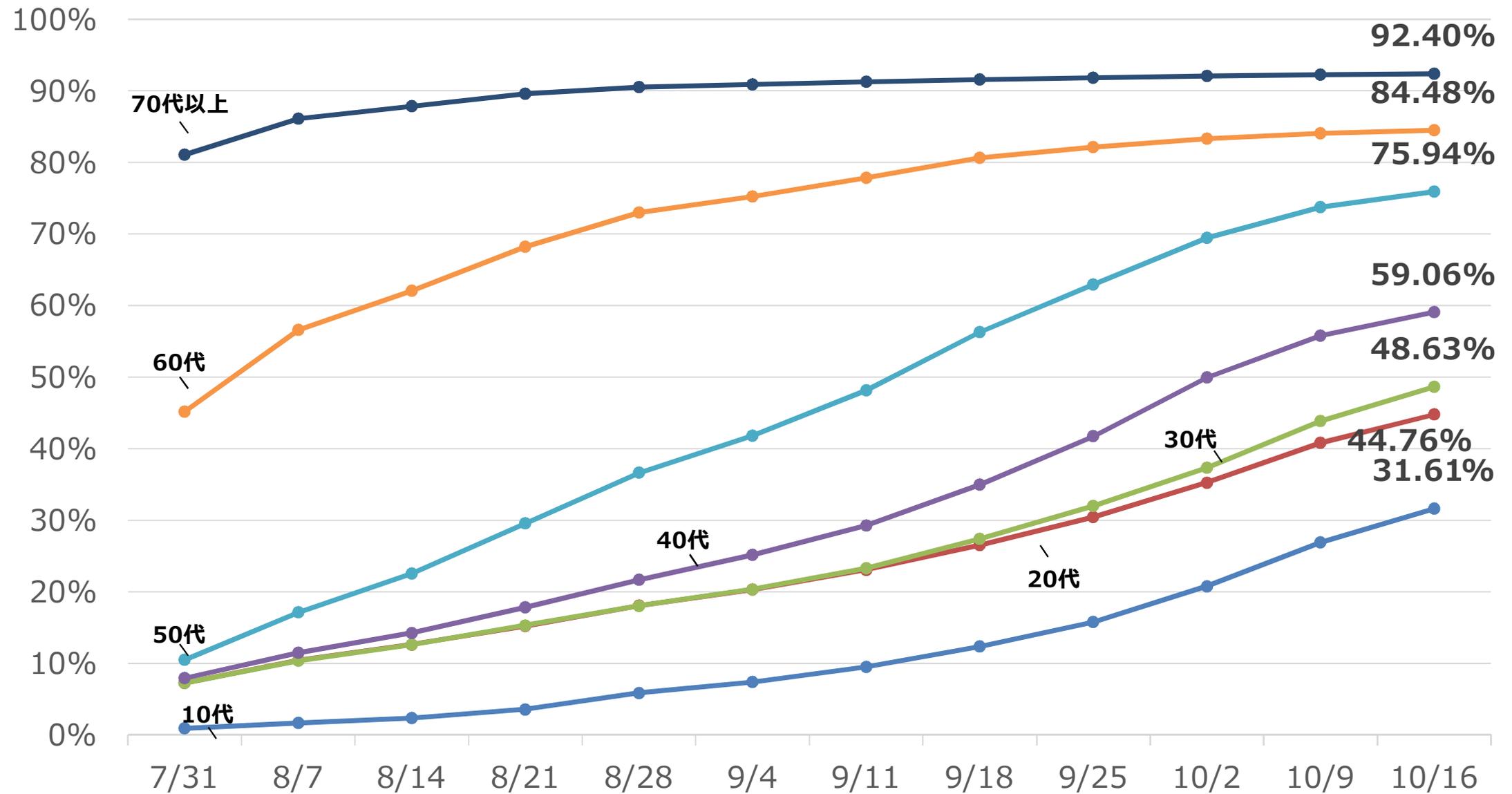


※ V-SYSにおける医療従事者の接種実績と、VRSの住民接種実績を合算して接種回数を算出  
 接種率は、便宜上、R3.1.1時点の埼玉県の住基人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数の割合から算出

# 年代別接種率推移(1回目接種)



# 年代別接種率推移(2回目接種)

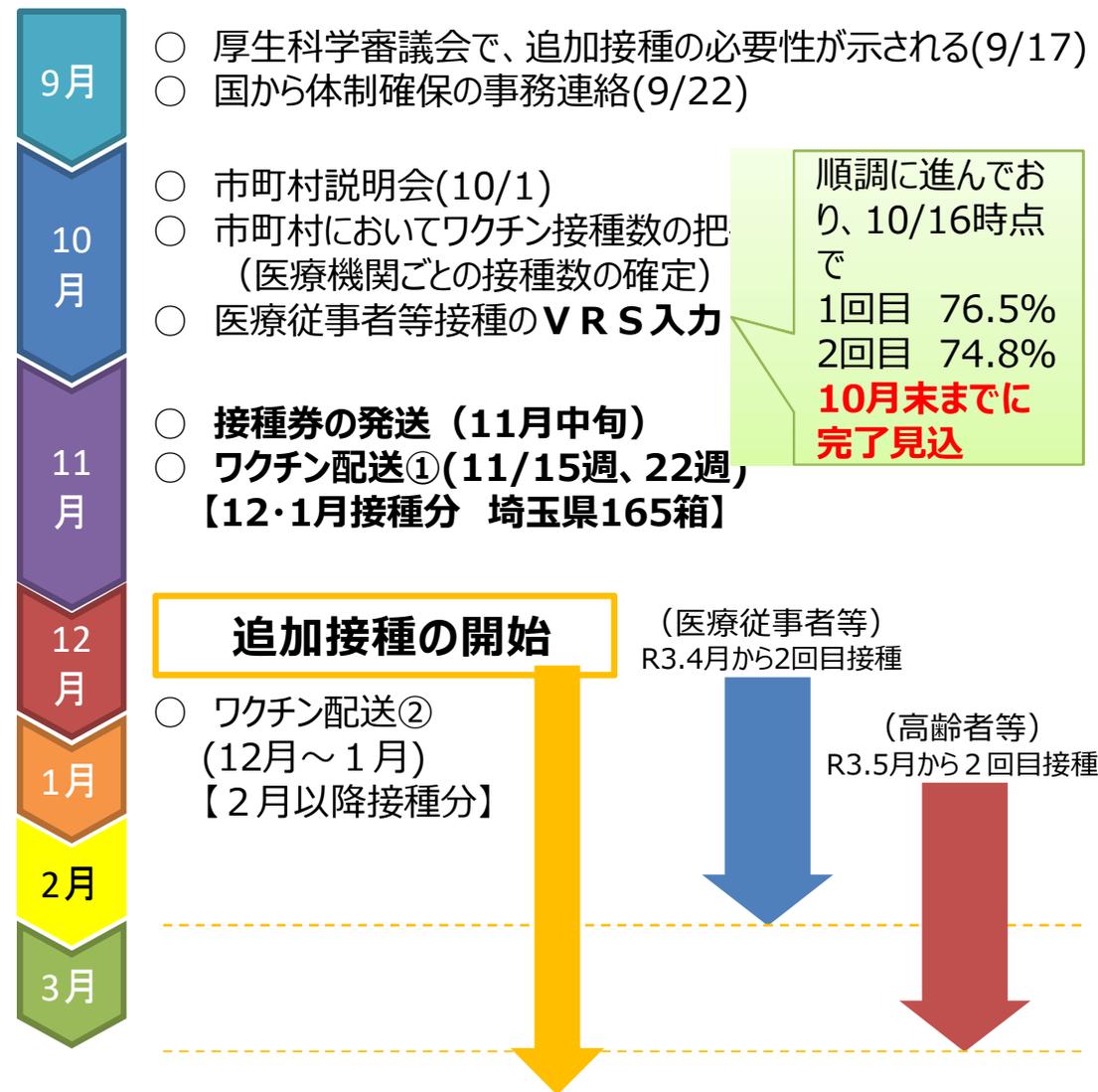


# 新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)について

## 追加接種の概要 (対応方針)

項目	対応方針
追加接種の必要性	R3.9.17の厚生科学審議会ワクチン分科会において、国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況等に鑑み、 <b>追加接種の必要がある</b> とされた。
接種の時期	2回接種完了から <b>概ね8か月以上経過後</b> とする
対象者	国の事務連絡では追加接種の対象は、更なる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ <b>追って示す</b> としながら、「2回目接種を受けた <b>全住民が対象となることを想定して準備を進めておくこと</b> 」としている。
使用するワクチン	<b>1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本</b> としつつ、さらなる科学的知見等を踏まえ、追って示すとしている。

## 対応スケジュール



## 【病床】フェーズⅣからフェーズⅢへの移行について

○ 感染状況の改善に伴い、フェーズⅣからフェーズⅢへ移行する。

○ 移行の目安 ⇒ **移行後のフェーズの20%相当の人数**  
 (例 フェーズⅢ 1,000床×20% = 200人)

### 【20%の理由】

- ①感染再拡大時に余裕を持って対応可能な患者数(倍加時間10日間)
- ②現場の医療従事者の意見
- ③国ステージ指標の病床ステージⅢ「確保病床の使用率20%」

10月19日時点 入院患者数	
全体	125人 (7.0%)
重症	22人 (12.0%)

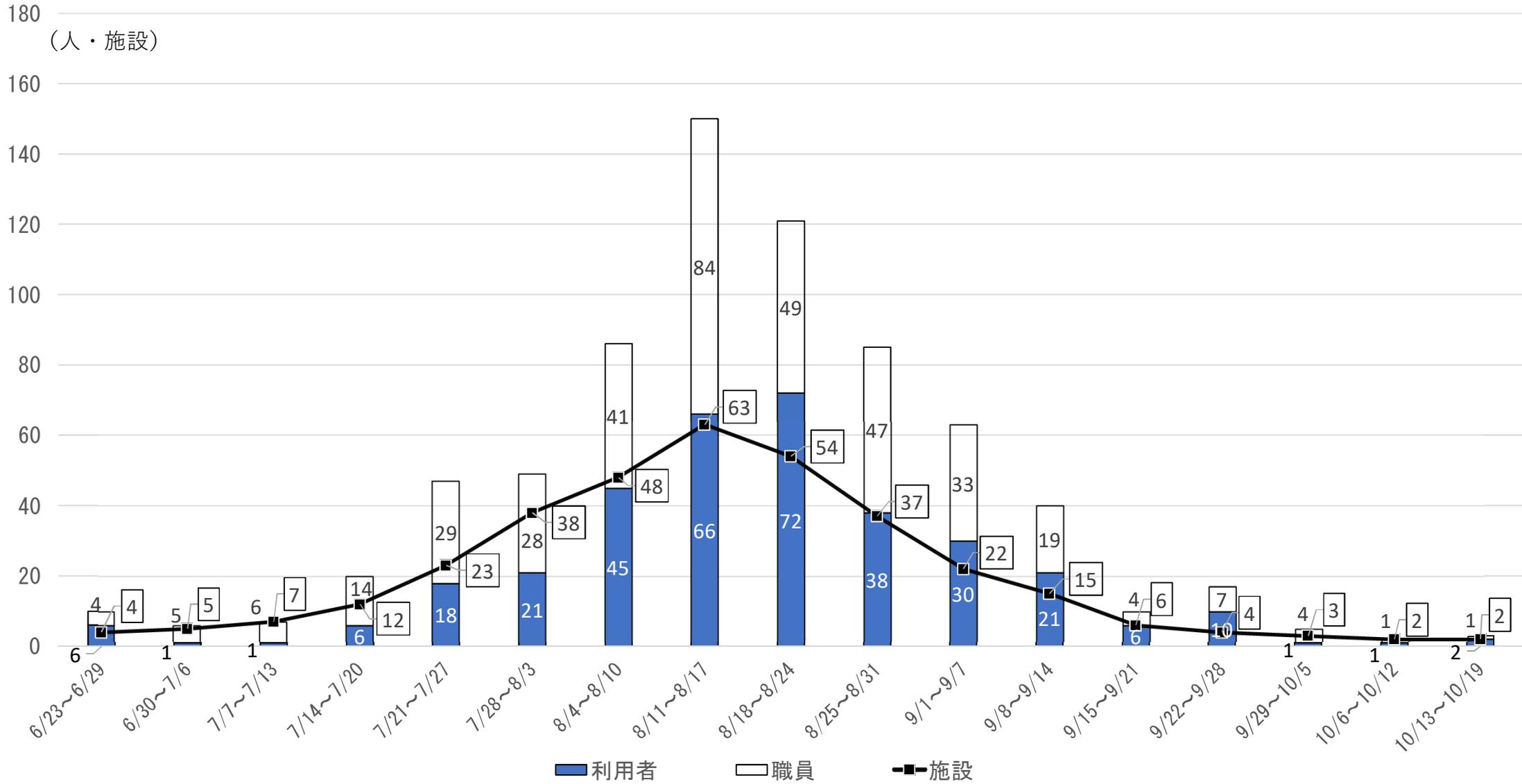
○ フェーズの移行の判断は目安の数字を一定期間下回っている状況を確認の上、行う。

※ 各フェーズの病床数は医療機関と個別に調整する。

フェーズ	フェーズⅣ	フェーズⅢ	フェーズⅡ	フェーズⅠ
病床数/うち重症 (床)	1,774/183	1,000/150	600/90	140/60
入院患者数/うち重症 目安：20%相当 (人)	-	IV→Ⅲ 200/30	Ⅲ→Ⅱ 120/15	Ⅱ→Ⅰ 20/10

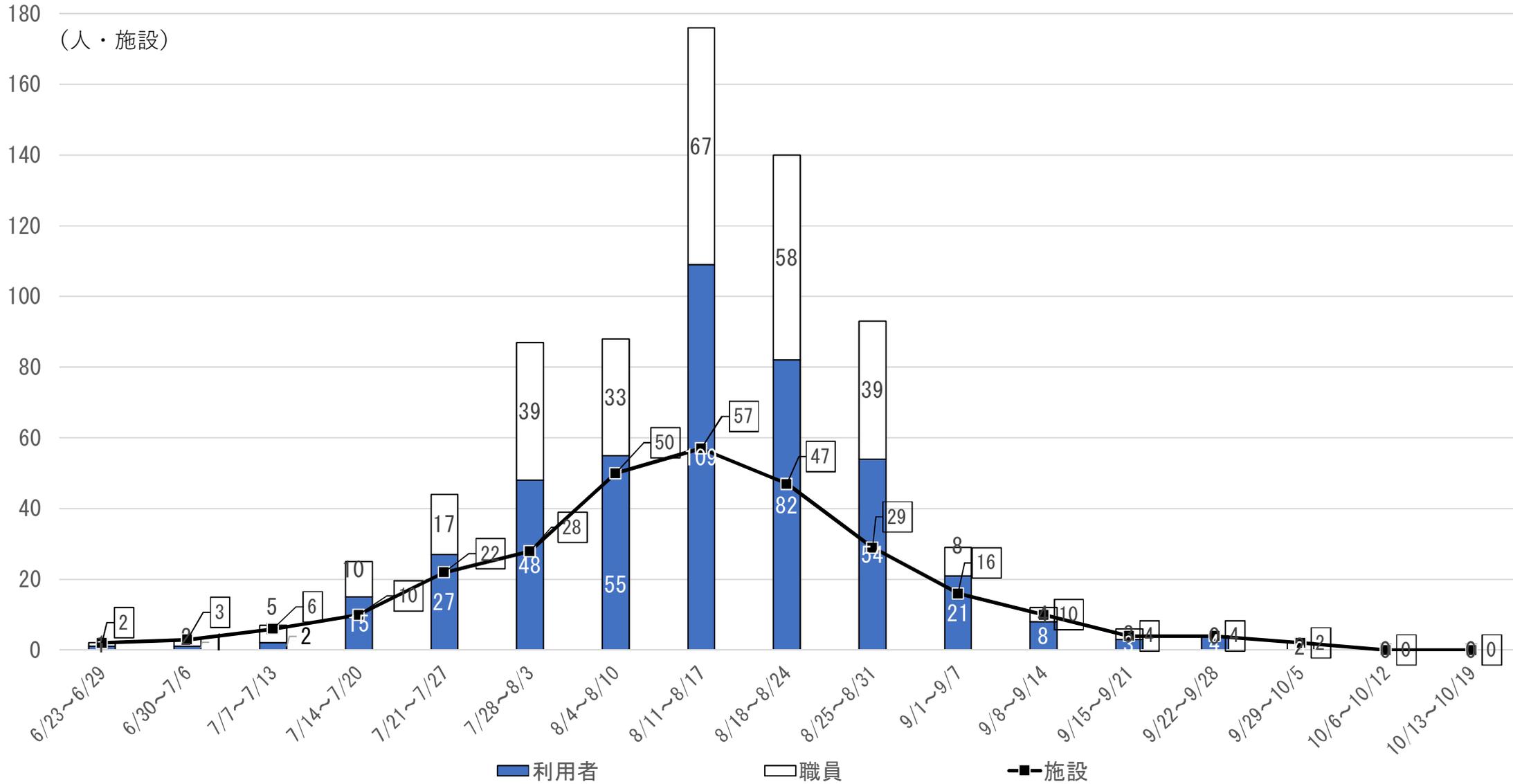
# 高齢者施設における感染発生状況(利用者・職員・施設数/週)

令和3年10月19日現在



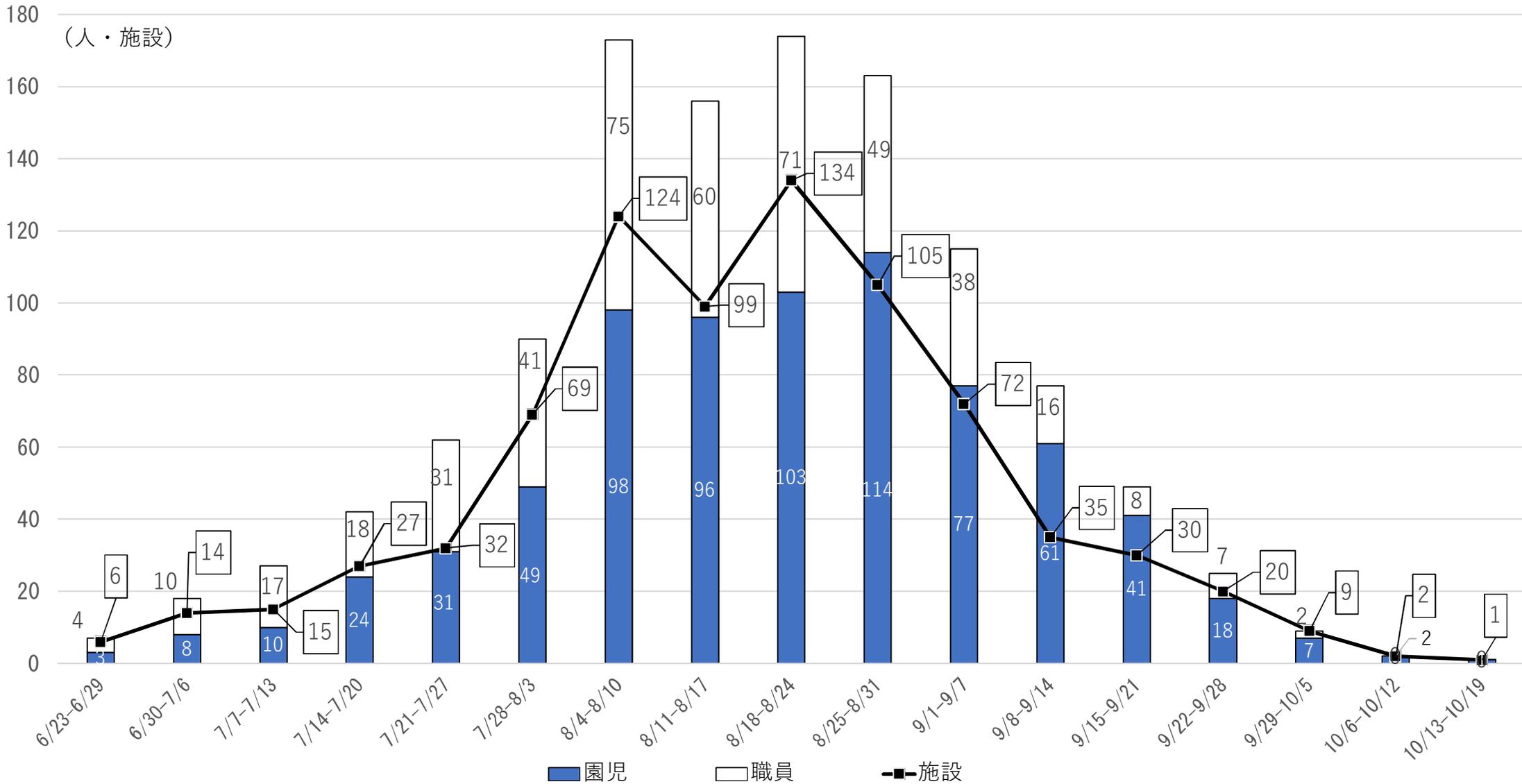
# 障害児者施設における感染発生状況(利用者・職員・施設数/週)

令和3年10月19日現在



# 保育施設における感染発生状況(園児・職員・施設数/週)

令和3年10月19日現在



# 令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い（案）

令和3年10月20日

本県では、令和3年10月1日から24日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第24条第9項の要請等を段階的緩和措置等として実施しています。

現在、感染状況が落ち着いていることから、「4 イベント等の開催」に係る要請等を除き、10月24日をもって段階的緩和措置等を終了します。

10月25日以降、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、以下のとおり、ご協力をお願いします。

## 1 県民へのお願い

- ・ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、特に大人数の会食を控えてください。
- ・ 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋(プラス)」認証店をご利用ください。

## 2 事業者（施設管理者等を含む。）へのお願い

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じてください。
- ・ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・ 職場での「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底してください。
- ・ 人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

## 3 飲食店等へのお願い

- ・ 人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。
- ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようにお願いします。

#### 4 イベント等の開催（令和3年10月30日（土）まで）

##### 特措法第24条第9項に基づく要請

###### ○ 人数上限及び収容率

【人数上限】「5,000人」又は「収容定員の50%（かつ10,000人以下であること。）」のいずれか大きい方

【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とし得るもの：収容定員の「100%」

大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の「50%」

→ 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とします。

（ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む。）には適用しません。）

施設の収容定員				
	5,000人以下	5,001～10,000人	10,001～20,000人	20,001人以上
大声なし	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで	10,000人まで
大声あり	収容定員の半分まで			10,000人まで

##### その他のお願い

###### ○ 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後9時まで（無観客の場合を除きます。）

【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないでください。）

【入場整理】 ・ 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知してください。

- ・ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m以上）を確保してください。

###### ○ 業種別ガイドライン等の遵守

- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

###### ○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけてください。

## ○ 事前相談及び事後フォローアップについて

【対象】 全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント

【事前相談】 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談してください。

(「大声なし」、「大声あり」については、事前相談の中で、実態に照らして個別具体的に判断します。)

【事後フォローアップ】 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出してください。

## 5 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- ・ 県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催します。
- ・ 屋内県有施設については、人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。

◇ 以下の感染防止対策を徹底します。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
- ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINEコロナお知らせシステム）の導入
- ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を厳守するように求めます。

## 6 技術実証に係る特例

- ・ 国または県等が「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合、上記1から5までの要請等について特例的に取り扱います。

なお、その内容等については、別途、知事が定めます。

# 10月25日以降の県立学校の対応

**基本方針： 感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施**

## ① 基本的な感染防止対策の徹底

- 体調不良者等(家族も含む)の登校・出勤自粛の徹底
- マスクの正しい着用・換気・食事中の対策等の徹底
- 教職員・生徒のワクチン接種の促進

## ② 学習活動

- 感染症対策を徹底した上で実施

## ③ 学校行事

- 文化祭・体育祭等の学校行事
  - ・企画内容の工夫と感染防止の徹底
- 泊を伴う修学旅行等
  - ・目的地の状況等を踏まえて判断

## ④ 部活動

- 感染拡大防止対策を徹底した上で、県のガイドラインに基づく活動を実施
  - ・練習試合、県外での活動、合宿等は、慎重に判断